

第 16 節 ゲームに供する目的で行う複製

第 5 節、第 7 節、第 13 節又は第 14 節に該当する複製利用のうち、著作物をゲームに供する目的で複製する場合の使用料は、委託者が額を指定するときは、その金額に消費税相当額を加算した額とする。

(ゲームに供する目的で行う複製の備考)

- ① ゲームに供する目的で行う複製とは、ゲームソフトへの録音及び業務用ゲームに供する機器等への録音をいう。
- ② ゲームソフトへの録音とは、テレビゲーム機等の映像を伴うゲーム機に用いる記録媒体に著作物を複製することをいう。
- ③ 業務用ゲームに供する機器等への録音とは、映像を伴わない業務用ゲーム機に用いる記録媒体に著作物を複製することをいう。
- ④ ゲームソフトへの録音において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第 7 節の規定によるものとする。
- ⑤ 業務用ゲームに供する機器等への録音において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第 5 節、第 13 節又は第 14 節のいずれか該当する規定によるものとする。